

# 令和6・7・8年度 ひょうご出前環境教室実施要領

## 1 目的

兵庫県内の学校、地域団体やグループ等（以下、「申込者」という。）が環境について学習を行おうとする時、その要請に基づき（公財）ひょうご環境創造協会（以下、「協会」という。）が登録した講座の講師を派遣し、「ひょうご出前環境教室（以下「出前教室」という。）」として開催することにより、環境保全創造活動の体験や講座を通して、環境問題について学び、環境の大切さを実感し、かつ実践行動への契機とすることを目的とする。

## 2 出前教室の内容

### (1) 登録講座

審査委員会で、ひょうご環境創造協会の事業として適切に実施できるものとして選定された講座

### (2) 開催回数

概ね年間150回とする。ただし、当初の予算に達した場合は、その時点で申込受付を終了する場合があります。

### (3) 講師等の人数

講義型は原則として講師1名、参加・体験型は受講者の人数に応じて、講座を登録したグループ・団体が必要な人数を配置して実施する。

## 3 出前教室の申込

### (1) 申込対象者

次のすべてを満たす者であること。なお、県関係機関、企業（協会会員を除く。）は対象外とする。

ア 県内に所在する者であること

イ 政治、宗教及び営利を目的としない開催であること

ウ 安全性が確保されていること

エ 協会ホームページに掲載されている講座から選んで開催すること

オ 不特定多数の人を対象とする（事前に参加者が把握できない）イベントとして開催されるものでないこと

カ 受講対象者数が10名以上であること（受講対象者とは、幼稚園、保育園、学校等の先生、スタッフを含めない学習対象となる受講者数）

キ 講師や協会との連絡調整がスムーズにできること（講師との打ち合わせを必ず行い、実施予定内容に変更があった場合は、必ず事前に講師・協会に連絡すること。）

ク 兵庫県の「環境体験事業」（小学校3年生）で実施するものでないこと

ケ 開催する出前教室の講師の所属する団体ではないこと

### (2) 申込方法と開催の決定

申込者は、原則として開催希望日の20日前（広報に掲載する場合は掲載の半月前）までにひょうご出前環境教室申込書により協会に申し込むものとする。協会は、申込み内容を審査し、適当と認めた場合は、その講座を実施する講師（個人又はグループ・団体。以下、同じ。）と日程の調整の上開催を決定し、申込者に通知する。

### (3) 利用可能回数

原則として、同一年度内の利用は、1団体につき2回までとし、2回目は、必ず1回目と異なる講師の講座とすること。ただし、前後編のシリーズ講座の場合は必ず前後編とも実施し、2回利用となる。

### (4) 申込者の負担

講師謝金、交通費、実施料以外の講座開催に係る費用。

会場費、講師の駐車料金、器材運搬費等の経費及び、講座ごとに講師が定める材料費、資料代、オンライン講座の場合の受講側で必要な器材等は、申込者の負担とする。

## 4 講師の謝金等

### (1) 個人登録

1講座5,000円と交通費の合計額（源泉徴収あり。）を支給する。なお、交通費については、協会の旅費規程に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の額を支給する。

また、事前打合せにかかる講師の交通費については、協会が必要と認めるものについて1講座につき

1回のみ加算する。その際「事前打合せ申請書及び報告書」を提出しなければならない。

## (2) グループ・団体登録

1講座あたりの受講対象者数に応じた実施料として下表のとおり支給する。なお、実施料には、交通費及び事前打合せにかかる交通費を含む。

受講対象者数	実施料
20名以下	7,000円
21名以上 50名以下	10,000円
51名以上	15,000円

(注1) 受講対象者数の確認は、別途申込者から提出される受講者数により確認する。(申請時の受講対象者数)

(注2) グループ・団体の主たる事務所からの距離が、往復で100kmを超える開催地に出向く場合は、上記の額に5,000円を追加する。

## (3) その他

オンライン実施の場合、1講座5,000円(個人登録の場合、源泉徴収あり。)を支給する。  
前後編シリーズ講座の場合、それぞれ支給する。

## (4) 支払い

協会は、申込者及び講師から提出される「ひょうご出前教室実施報告書」により適正に講座が実施されたことが認められた後に、講師が指定する銀行口座への振込により謝金等を支払う。

なお、グループ・団体への支払いは、原則、グループ・団体名義の口座に、源泉徴収しない額を振り込む。ただし、グループ・団体であっても、指定する口座の名義が個人名義である場合は、個人への謝金とみなされるため源泉徴収をした額を振り込む。

謝金等の振込は、原則として申込者及び講師からの実施報告書が届いた月の翌月25日(休日の場合は翌営業日)とする。

## 5 保険について

活動中の事故に備えて、講師に対し、協会が損害賠償保険・傷害保険に加入する。

## 6 申込みの取下げについて

申込者は、やむを得ない事由により開催を中止する場合には、申込取下書を提出しなければならない。

## 7 緊急連絡

講師は、講座開催中の事故発生等の非常時の場合、ひょうご環境創造協会「ひょうごエコプラザ」(tel. 078-735-4100) (平日 9:00~17:00)に連絡すること。

## 8 結果の報告

申込者はひょうご出前環境教室実施報告書を、講師はひょうご出前環境教室諸費用等請求書・報告書を開催後14日以内に協会に提出しなければならない。

## 9 庶務

出前教室に関する庶務は、環境創造部において行う。

## 10 様式

申請書、報告書等の様式は別に定める。